

「あたりまえのコト」って ホントにあたりまえ？



あと3年

写真提供
共同通信社(婦人参政権・街頭演説)
横浜市中心図書館(関東大震災後の緊急市会)

編集協力
高橋 和男(元横浜市立港中学校校長)
中西 健一(元横浜市立日吉台中学校校長)
中野 修一(元横浜市立洋光台第二中学校校長)

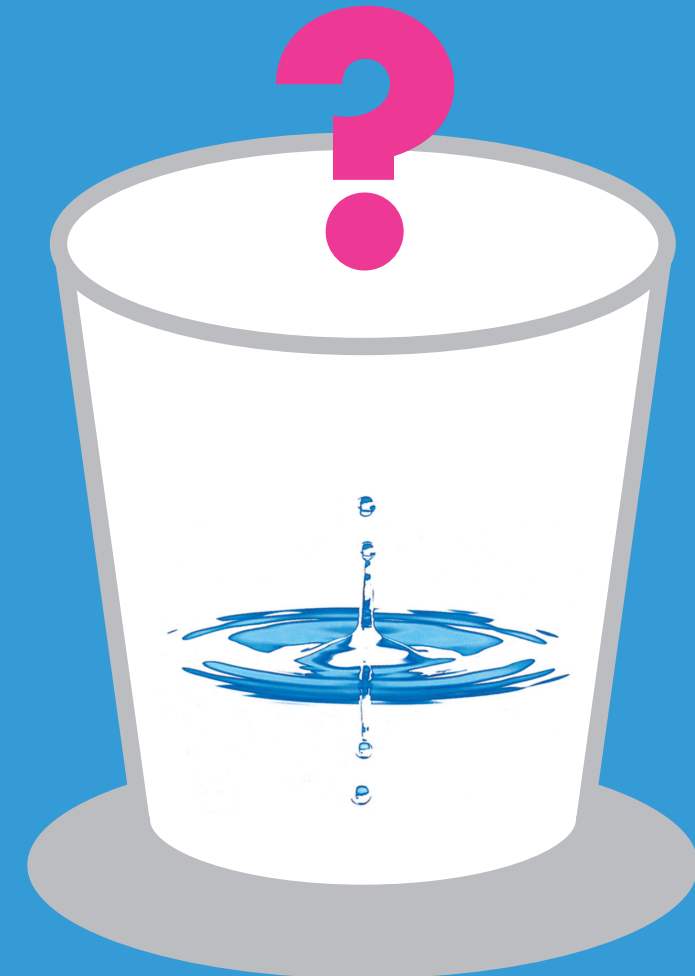
発行
横浜市選挙管理委員会
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
Tel:045(671)3337 Fax:045(681)6479
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/senkyo/>

1988年3月 初刷発行
2007年3月 改訂初刷発行
2025年9月 第19刷発行

中学校 | 3年 | 組

名前

選挙クイズの答え ()内は答えがわかるページ
Q1. No (7-8ページ) ※①、②、③の3つに立候補できる。
Q2. No (9ページ) Q3. Yes (12ページ)
Q4. No (13ページ)



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥン

©Expo 2027

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

横浜市選挙管理委員会 発行

横浜市HPから
PDF版もダウンロード
できます。



民主主義ってなんだろう。
選挙ってなんだろう。

水や空気と同じように 「民主主義」や「選挙」も あたりまえではありませんでした。

暮らしの中であってあたりまえの水や空気ですが、実は、便利な水道やきれいな空気を守るためにいろいろなしくみや制度があります。

同じように、皆さんは、ふだん、あまり意識していないかもしれませんが、様々な「権利」に守られて暮らしています。たとえば、最も身近なものは「教育を受ける権利」です。「生命・自由・幸福追求に対する権利」といったものもあります。それは今、私たちにとって「あたりまえ」ですが、実は、皆さんの、おじいさんやおばあさん、あるいはもっと前の世代の人たちが、社会のことをいろいろ考えてつくり上げてきた制度なんです。「民主主義」や「選挙」だって、そうです。

世の中の「あたりまえのコト」に、ちょっと疑問を持つと社会がどんどん広がっていきます。

2015年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。選挙権が得られるまで“あと3年”！

大切なこと、少しずつ学んでいきませんか。

一緒に学ぼうよ！



横浜市選挙の
マスコット
イコットちゃん

「イコットちゃん」は灯台。みなとまち・横浜の明日を明るく照らす、選挙と民主主義のマスコットです。この名前は、横浜市民の応募から選ばれたもの。イコットちゃんと同じく、横浜市選挙管理委員会のマスコットとしてがんばっているイコットJr.（ジュニア）。

選挙が近づくと、印刷物へのイラストなどで、市民の前に登場します。「みんなそろって選挙へ『行こっ！』」と覚えてくださいね。



横浜市選挙のマスコット
イコットJr.

「あたりまえのコト」
だと思っていたことが実は、
あたりまえでは
ありませんでした！



も く じ

- 2 「民主主義ってなんだろう。選挙ってなんだろう」
- 3 民主主義とは
- 5 選挙権の歴史
- 7 選挙の種類と選挙区
- 9 投票の流れと開票
- 11 あなたも立候補
- 13 投票率と世界の選挙
- 15 地方自治
- 17 政策・候補者を知ろう！
- 18 横浜市政探偵団！選挙クイズ

詳しく調べたいときは
二次元コードをクリック
(読みこみ)してみよう！



王から民へ

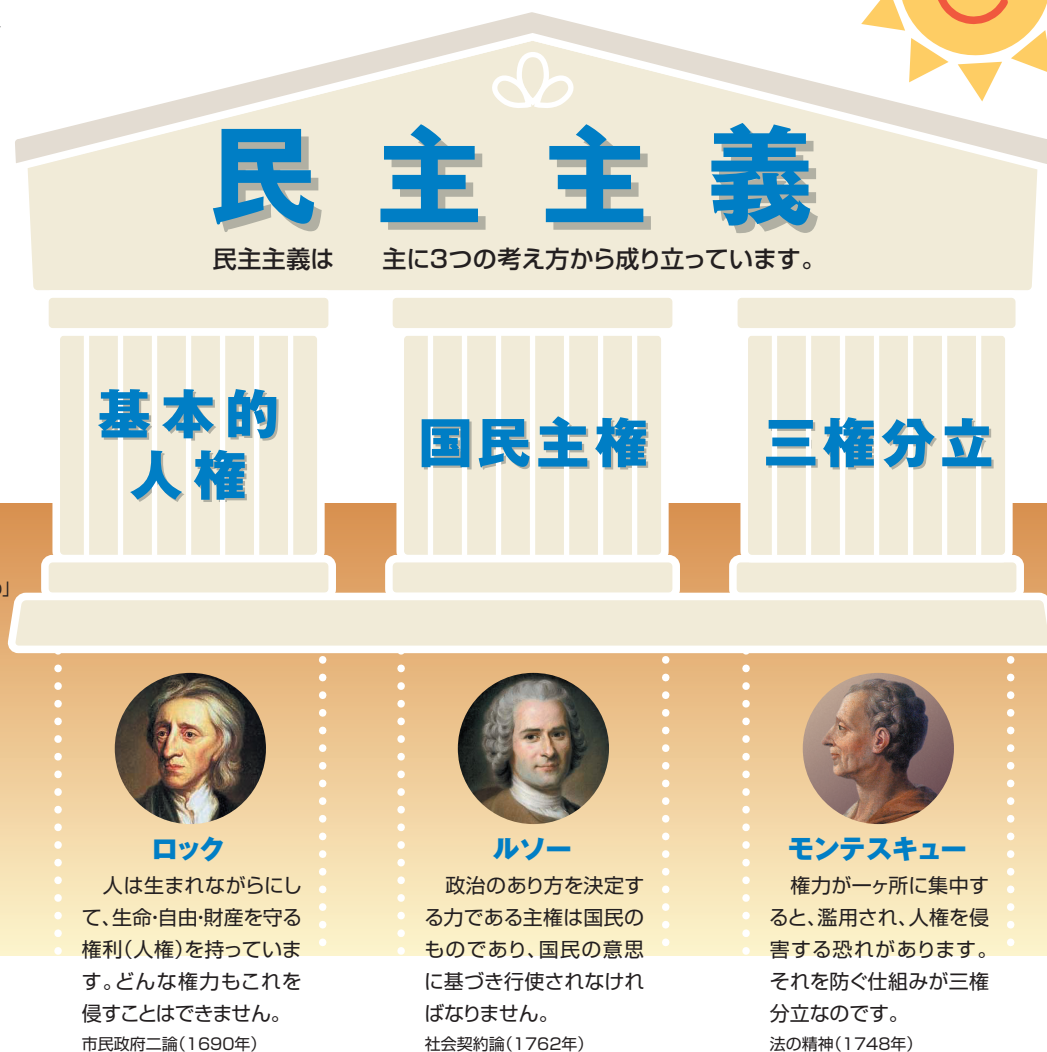
かつては国を統治する王など一部の権力者が、政治を思いのままに動かす「専制政治」を行っていましたが、やがて重い税金や厳しい労働に苦しんでいた民衆が立ち上がり、「国民の意思や、個人の人権を尊重してくれ!!」と主張しはじめます。そして、その主張は専制政治をうち破り、国民は多くの権利を獲得しました。



フランス国王
ルイ14世
「朕(ちん)は国家なり」
(朕=自分)



市民革命



似ているね、ふたつの言葉!

日本国憲法の公布は、1946年(昭和21年)。アメリカ第16代大統領リンカーンのゲティスバーグにおける演説は1863年。どちらも民主主義の原理がわかりやすく表現されている。そして、とてもよく似ているのも興味深い。



リンカーン

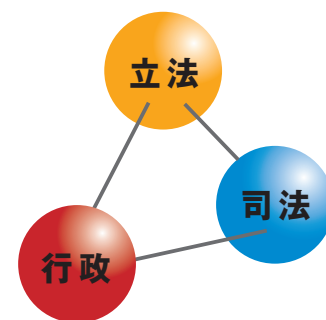
●リンカーンのゲティスバーグでの演説
「人民の、人民による、人民のための政治」

●日本国憲法の前文
そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

三権分立

権力の集中を防ぎ、国民の権利を守る仕組み

立法(国会)、行政(内閣)、司法(裁判所)の三つの権力が、ひとつの機関に集中すると、その力が強くなりすぎてしまいます。そのため、それぞれ独立して仕事を行い、おたがいに抑えあってバランスを保つことによって、国民の権利(自由)を脅かすことがないようにしています。

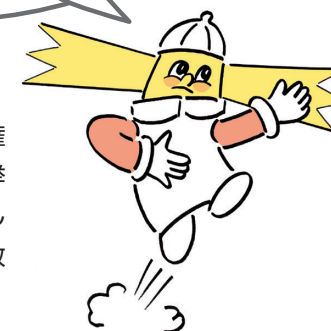


政治に参加

国民が広く「政治に参加する権利」

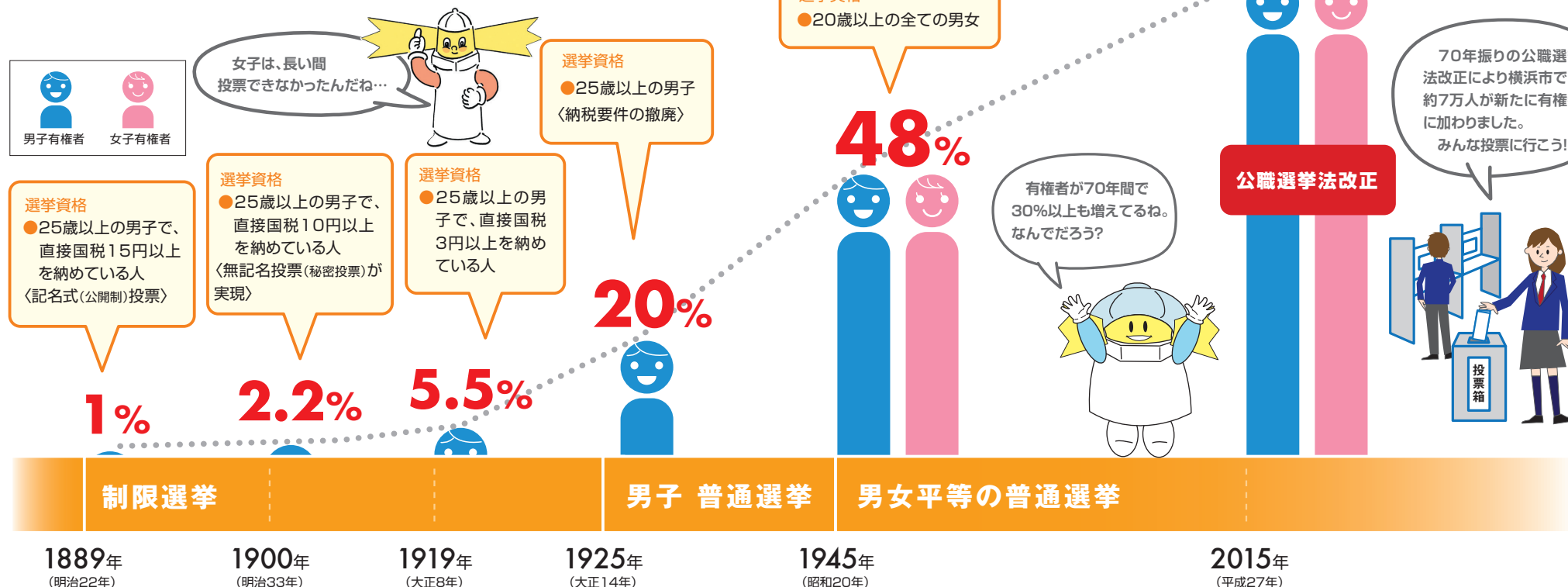
主役である国民が政治のあり方を決めるために政治に参加する権利を「参政権」といいます。参政権としてまずあげられるのが、「選挙権」と「被選挙権」。これは政治を行う代表者を選ぶ権利と、代表者として立候補する権利のことをいいます。また、選挙以外にも普段から政治に関心を持ち、意見表明し、働きかけることも「参政権」となります。

いろんな方法で政治に参加するぞっ!



人口に占める有権者の割合

現在では、日本国民なら誰でも、18歳になると得ることができる選挙権ですが、かつてはごく一部のみにしかその権利がありませんでした。財産や性別などで差別されことなく、みんなが投票できるようになるまでには、大変な努力と長い歴史があったのです。そして2016年執行の参议院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、人口に占める有権者の割合も8割を超えました。



大日本帝国憲法
(明治憲法) 制定

日本国憲法制定

横浜の場合 ~市会等級制の時代~

- 横浜市では、市会が発足した1889年(明治22年)に、3級制選挙という制度が導入されました。これは、納税額に応じて
- 代表を出すという考え方で、納税総額を3等分し、各級から同じ数の議員を選出するという方法。直接国税2円以上を納める25歳以上の男子だけという制限選挙だったため、有権者は横浜市の人口のたった0.6%でした。とくに1級は、議員12人に対して選挙人がなんと13人!
- お金持ちのお金持ちによるお金持ちのための選挙制度だったのです。

	選挙人数	納税額	議員数
1級	13人	4,363.501円	12人
2級	84人	4,343.165円	12人
3級	601人	4,322.390円	12人
計	698人	13,029.057円	36人

~関東大震災後の緊急市会~



大正12年、震災後初の市会は、屋上にムシロ敷きで行われました。

日本の選挙5原則

- ① 普通選挙**
一定の年齢に達したすべての日本国民に選挙権があります。
- ② 平等選挙**
平等に一人一票であり、性別や財産、学歴などで差別されません。
- ③ 秘密投票**
誰が誰に投票したか、わからないような方法で投票します。
- ④ 自由選挙**
誰にも圧力や干渉を受けることなく、自分の判断で自由に投票できます。
- ⑤ 直接選挙**
有権者が直接代表者を選びます。

選挙の種類と選挙区

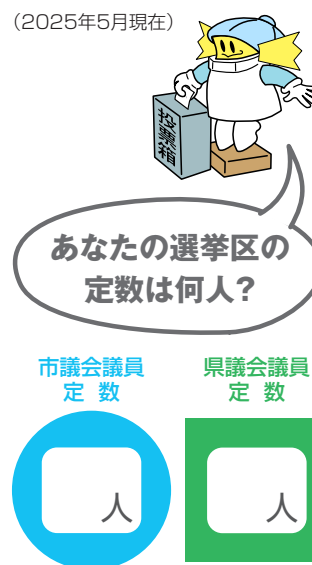
■地方自治体の選挙 住む街の代表者を選ぶ選挙

地方自治体の選挙には、「市議会議員選挙」、「市長選挙」、「県議会議員選挙」、「県知事選挙」などがあり、全国的に期日を統一して行う選挙を**統一地方選挙**と言います。

ただし、市長や県知事などが任期満了を待たずに辞職した場合などは、統一地方選挙ではなく独自に行われることがあります。横浜市長選挙はその例です。

横浜市の市・県議会議員の選挙区と定数

(2025年5月現在)



	横浜市長選挙	横浜市議会議員選挙	神奈川県知事選挙	神奈川県議会議員選挙
選挙権	18歳以上 市内3か月以上	18歳以上 市内3か月以上	18歳以上 県内3か月以上	18歳以上 県内3か月以上
被選挙権	25歳以上	25歳以上 市内3か月以上	30歳以上	25歳以上 県内3か月以上
任期	4年			
定数	1人	86人	1人	105人(横浜市41人)

■ 18歳以上 ■ 25歳以上 ■ 30歳以上 ■ 引き続き3か月以上市内に住所を有する人 ■ 引き続き3か月以上県内の同一市町村に住所を有する人



それぞれの任期はいつまでかな？
調べてみよう！

■国政選挙 日本のことを話し合う代表者を選ぶ選挙 (2025年5月現在)

国政選挙には、「**衆議院議員総選挙**」と「**参議院議員通常選挙**」があります。選出の方法・人数・選挙区などが異なるのは、国民の声を平等にしっかりと聞いて、国を動かしていくためです。

衆議院議員総選挙

定数:465人
任期:4年(解散あり)

選挙権
18歳以上

被選挙権
25歳以上

●小選挙区選挙<ひとつの選挙区から1人の議員を選出>

投票

候補者名を記入します。

選挙区

全国を**289の選挙区**に分けて行います。神奈川県は20の選挙区、横浜市は10選挙区に分かれます。

定数

289人(神奈川県は20人、横浜市は10人を選出)

※衆議院の小選挙区の区割り、国勢調査で調べた人口をもとに原則10年ごとに見直されます。



区割りを
見てみよう！

●比例代表選挙 *下記参照

投票

政党名を記入します。

選挙区

全国を**11のブロック(選挙区)**に分けて行います。神奈川県は、**南関東ブロック**に属していて、千葉県・山梨県との3県で構成されています。

定数

176人
(南関東ブロックは23人を選出)



参議院議員通常選挙

定数:248人
任期:6年(3年ごと半数改選)

選挙権
18歳以上

被選挙権
30歳以上

●選挙区選挙<ひとつの選挙区から複数の議員を選出>

投票

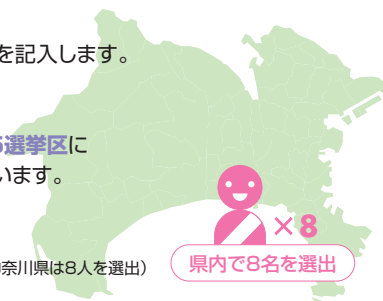
候補者名を記入します。

選挙区

全国を**45選挙区**に分けて行います。

定数

148人(神奈川県は8人を選出)



●比例代表選挙 *下記参照

投票

候補者名または政党名を記入します。

選挙区

全国を**1つのブロック**とします。

定数

100人



これでバッチリ！

比例代表選挙の方式のちがい

比例代表選挙は、各政党の得票数に応じて(比例させて)議席を分配しますが、衆議院と参議院ではその方式が異なります。

候補者名簿は…	投票する時は…	議席の分配は…	例えば、党の議席が2なら…
衆議院拘束式 ○ ○ 党 1位 Aさん 2位 Bさん 3位 Cさん 順位づけあり	○ ○ 党 政党名を記入	○ ○ 党 政党の得票数に応じて分配	1位 Aさん 2位 Bさん 3位 Cさん 名簿の順位で当選
参議院非拘束式 ○ ○ 党 Aさん Bさん Cさん 順位づけなし※	候補者名 or ○ ○ 党 候補者名または政党名を記入	○ ○ 党 候補者 候補者+政党の総得票数に応じて分配	Aさん 100票 Bさん 30票 Cさん 70票 得票数の多い順に当選

※優先的に当選人となるべき候補者を名簿に記載できる「特定枠」という制度が導入されています。

投票から開票までの流れ



① 投票所入口

選挙が近づくと届く「投票のご案内」を持って、投票所へ行こう。投票時間は**朝7時から夜8時まで**。



自分の投票所はどこだろう？



② 名簿で確認

「投票のご案内」を渡すと、選挙人名簿に登録されているかの確認があります。



③ 投票用紙を受け取る

確認を受けた「投票のご案内」と引き換えに、**投票用紙**を受け取ります。



④ 記載所で記入

いよいよ記入！記載台にはえんぴつが置いてあり、正面には候補者の氏名などがはってあります。よく確かめて、**正確に記入**しよう。



投票所の様子



⑤ 投票

投票用紙を半分に折って、投票箱へ。これで投票は終了です！

投票時間が終わると…

開票所

午後8時に投票が終わると、投票箱は開票所に集められます。大きなテーブルに投票箱の中身があげられ、候補者別に投票用紙を分類し、集計します。



すばやく正確に票の数を数えるための計数機



開票所の様子

- 投票日に用事がある人は、**「期日前投票」「不在者投票」**をしよう！
- 「選挙は必ず投票したい」そう思っている、投票日が決まったときに、「あつ、その日は都合が悪い」というときは、投票日より前でも投票することができる
- 「期日前投票」**を利用しよう。仕事や学校、レジャーでも大丈夫！公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで、住んでいる区の区役所などで投票できるよ。
- また、仕事や旅行などにより区外に滞在中で、投票日当日に投票所に行けないときは、期日前投票のほかに**「不在者投票」**を利用することができるよ。



投票器材・選挙運動用具をお貸しします！



横浜市・区選挙管理委員会では、市内中学校・高校の生徒会役員選挙などを対象に、選挙運動用たすき、記載台、投票箱等の投票器材／選挙運動用具の貸出しを行っています。

あなたも横浜市長に立候補！

ここでは、横浜市長選挙を例に普段は知ることのない立候補から当選までの選挙運動を紹介します。さあ、あなたも立候補者気分になってみよう！

1

オリジナルの政策を考える！

「横浜をもっと良くするために、こんなことを実行したい」オリジナルの政策を持っているなら、あなたも市長に立候補！社会の問題に目を向けて、みんなの願いにしっかり耳を傾けることが大切です。

2

立候補届けをする

事前の説明会に出席して、こういった手続きが必要なのかを学びましょう。軽い気持ちで立候補するのを防ぐため、真剣なんだという決意を示すためのお金「供託金」も支払います。

選挙運動をするのに欠かせない「七つ道具」。街頭演説用の旗や腕章、自動車・拡声器の表示板など。



3

さあ、選挙運動

街頭演説は、有権者に直接自分の考えを訴えることができるチャンス。様々な方法で積極的に政策をアピールしよう。



たくさんの人が候補者の考えを聴くために集まっています。有権者「自分の考えに近い人を選んで投票します」

4

いよいよ投票日！

いよいよ投票日。投票時間は朝7時から夜8時までです。その後、厳正な開票が行われ、当選者が決定します。

みんなに政策を知ってもらうには？

■選挙公報

候補者の氏名・経歴や政見などを知ることができます。投票日2日前までに、選挙管理委員会から全世帯に届けられます。



実際の選挙公報を見てみよう！

選挙管理委員会のホームページからも見ることができます。



候補者についてさまざまな情報が載っている選挙公報

■ポスター

■街頭演説・個人演説会

■新聞広告

市長選挙では選挙期間中は、2回まで新聞に広告を出すことができます。

■はがき・ビラ

指定都市の市長選挙では、はがき(35,000枚まで)、ビラ(70,000枚まで)を頒布することができます。

■インターネット等

インターネット等による選挙運動が2013年から解禁され、誰もが候補者や政党等のホームページ・SNS等から選挙に関する情報がえられるようになりました。

選挙運動の禁止

18歳未満は選挙運動ができません。特にインターネットを利用して、知らないうちに選挙運動を行ってしまうような場合もあるため、注意してください。

三ない宣言！(寄附の禁止)



政治家や候補者が、選挙区内の人たちに寄附をすると罰せられます。お金だけではなく、食べ物や飲み物、お祝いの品も違反です。お金のかからない明るくきれいな選挙のために、普段から気をつけましょう。

市長のお仕事

市長は市民の代表として、より暮らしやすい横浜を目指して、さまざまな制度や社会の仕組みを作り、運営していきます。自ら政策を提案、実行していくという、責任もやりがいも大きな仕事です。



ある日の市長

国へ予算提案・要望を提出 ▶ ●●委員長と面談 ▶ 市広報ラジオ番組収録 ▶ ●●局長との会議 ▶ 新聞社インタビュー ▶ スポーツイベントであいさつ ▶ 市民団体との会合



市長の部屋をのぞいてみよう！

当選！

投票率は政治参加のバロメータ

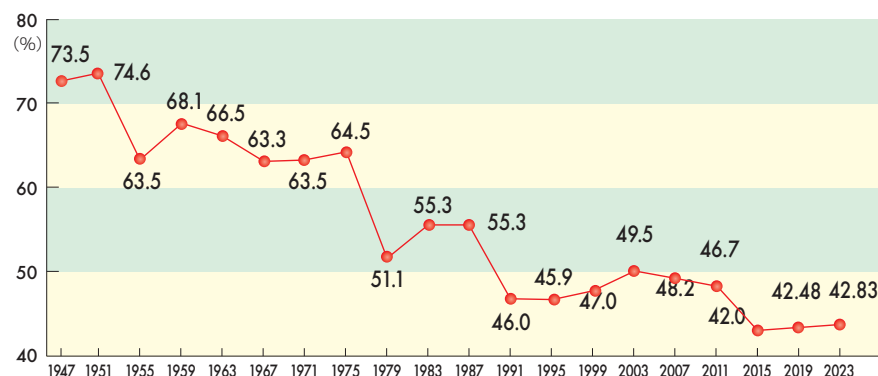
投票は、主権者として国民が政治に参加するいちばん身近で大切なチャンス。ところが、投票率はだんだんと低くなっており、とくに若い世代の棄権が多くなっています。でも投票に行かなければ、将来の暮らしに自分たちの意見が反映されないかもしれません。自分たちだけでなく、自分たちより若い世代のためにも、選挙権を持ったらぜひ投票に行ってくださいね。



自分の区の投票率を
見てみよう！

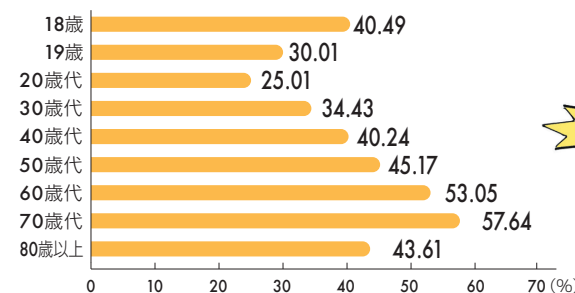
投票率の推移

横浜市議会議員選挙(1947～2023年)



年齢層別投票率

横浜市議会議員選挙(2023.4.9)



若者の投票率が
とっても低いんだよ。



国民投票法 (正式名称は「日本国憲法の改正手続に関する法律」)

2014年6月に国民投票法が改正され、2018年6月21日以降に行われる国民投票の投票権年齢が18歳以上となり、選挙権年齢も2016年には18歳以上に引き下げられました。これまで以上に、今から主権者として社会生活や政治に関心を持つ必要がありますね。

せんきょフォーラム

せんきょフォーラム事業は、社会への関心や選挙・政治への判断能力を養う参加型の学習機会です。

18区の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、小・中学校などを会場に講演会や模擬投票を実施しています。



泉区の小学校でのせんきょフォーラム風景

棄権の理由 地方統一選挙(2023.4.9)第20回投票参加状況調査より

35.1%

投票したい候補者が
いなかったから

23.2%

仕事など選挙より重要な
予定があったから

21.9%

あまり関心が
なかったから

21.3%

どの候補者がよいか
わからなかったから

15.7%

自分が投票したところで
結果は変わらないから

13.1%

病気(看病を含む)
だったから

9.0%

当選する人が
ほぼ決まっていたから

7.2%

政治のことがわからないので
投票しないほうがいいと思ったから

5.2%

投票所が遠く、
不便だから

2.7%

新型コロナウイルスへの
感染が心配だったから

1.5%

選挙があることを
知らなかった

12.9%

その他

2.5%

無回答・無効票



調査結果の
詳細はコチラ

ふさわしい候補者を選ぶために情報を集めたり、迷ったりする中で、自分の考え方に改めて気付くこともあります。

17ページ

人まかせにするのではなく、自分たちが社会を良くしていこうとすることが、民主主義にとって大切です。

投票日より前でも投票ができる「期日前投票」「不在者投票」をしよう。手続きはカンタンです。

9ページ

大切な選挙権を
眠らせないで…



国が変われば選挙も変わる!? 世界の選挙事情。

権利?義務?
(オーストラリア)

オーストラリアでは、棄権すると罰金が科せられるため、投票率は90%を超えているそうです。

(オーストラリア大使館ホームページ)

酔っ払っては
ダメ(タイ)

タイでは、選挙前日の18時から選挙当日は、なんと法律で「禁酒日」とされています。お酒で酔っ払ってしまえば、正しく投票ができなくなるから、だそうです。

(タイ国政府観光庁)

??歳になったら
選挙に行こう!

選挙権が得られる年齢は、国によって様々です。最も多いのは18歳。オーストラリアやブラジルなど16歳という国もあります。また、何歳以上という決まりはあるけれど、結婚している人については年齢を問わない、という国もあります。

(国立国会図書館調査資料)

みんなの参加が大切

「地方自治」とは、「自分たちの住んでいる地域を住民が自主的に治める」ということ。地域で起こる、身近な問題を解決するための政治です。そのため、様々な場面で、住民が積極的に参加することがとても大切であるといえます。

横浜市会って？

選挙で選ばれた市民の代表である市会議員によって構成される、横浜市の議決機関です。横浜市の予算や条例などについて、審議し、議決します。市会には、定期的に招集される年4回の定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会があります。本会議及び委員会は誰でも傍聴することができ、また、インターネット中継でも見るすることができます。



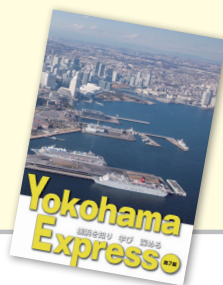
市会本会議場(本会議の様子)

選挙権がなくてもできること!

「私にはまだ選挙権がないから、政治や社会の問題は自分には関係のないこと」と思っていないですか？ 選挙権を持ったとき、しっかりと自分の意見が言えるように、今から勉強しておこう!

例えば

- 新聞やテレビのニュースを見て関心を持ったことは、図書館やインターネットでさらに調べてみる。
- 地域のために活動しているボランティアに参加する。
- 市民の代表である議員の議論を議会で傍聴する。政党などの活動をインターネットで調べてみる。
- 新聞の、読者の意見を紹介するページに、自分の考えを送ってみる。



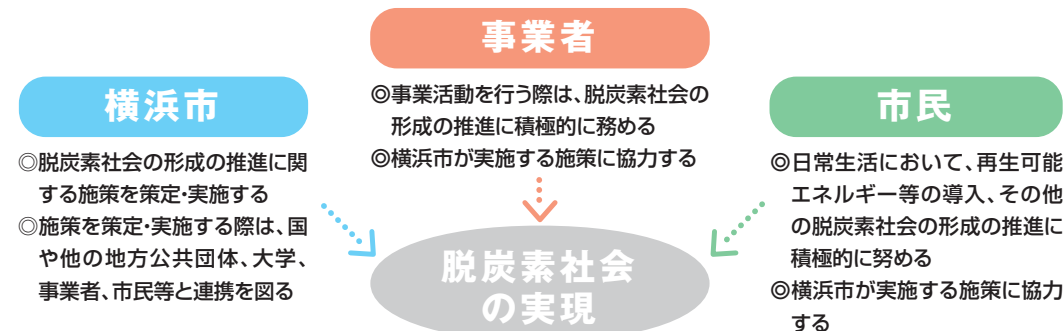
「Yokohama Express」も参考にしてみましょう。

市民の代表である議員の提案で決まった条例

条例は、執行機関である市長から提案されることが多いですが、市民の代表である議員の提案により成立する条例もあります。

近年の自然災害の多発を受けて、より一層の地球温暖化対策を推進するため、令和3年には、地球温暖化対策の推進と持続可能な発展等を目的とした「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」が議員提案により制定されました。

この条例では、横浜市が、事業者や市民とともに、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことや、脱炭素社会の推進に向けた、横浜市・事業者・市民の責務などが明記されています。このように、みなさんの代表が決めたことが、よりよい暮らしづくりにつながっています。



地方自治ならではの制度

直接請求権

日本の政治は間接民主主義を原則としています。地方自治については、住民の意思が反映されることが特に大切であるため、次のような権利を住民に認めています。これが直接請求権です。この権利を行使するには、有権者の一定数以上の署名が必要です。

条例の制定や改廃

議会の解散請求

議会の議員および首長の解職請求(リコール)

副市長、副知事など主要公務員の解職請求

監査の請求

住民投票

特定の地方公共団体だけを対象にした法律を国会が制定する場合には、その地方の住民の投票によって過半数の同意を得る必要があると憲法第95条に規定されています。

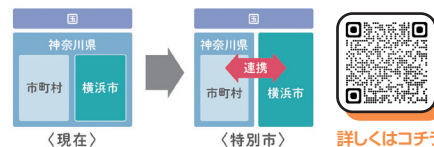
〈横浜市で行われた住民投票の例〉

1950年(昭和25年)、「横浜国際港都建設法」の賛否の投票が行われ、住民の過半数の同意を得て成立しました。これをきっかけに、横浜は国際都市として発展していきます。



横浜市が実現を目指している「特別市」

横浜市は、市と県の二重行政等を解消し、より暮らしやすく活力ある都市とするため、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度である「特別市」の法制化を目指しています。特別市が法制化されると、住民投票などにより市民が横浜市にふさわしい新しい地方自治の仕組みを選ぶことができるようになります。



ミライへの
選択肢

政策・候補者を知らう！

政策や候補者を知る方法はいろいろあります。まずは自分の興味のあるところから調べてみよう！

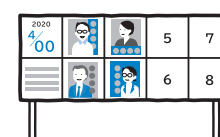
✓ WEB・SNS

政党や候補者がSNS・ホームページ・ブログなどで政策や思いを伝えています。検索してみよう！



✓ 公営ポスター掲示板

候補者の選挙運動用ポスターが掲示されます。



✓ 選挙公報

候補者氏名・経歴や政見などを知ることができます。投票日2日前までに、選挙管理委員会から全世帯に届けられます。選挙管理委員会のWEBサイトからの閲覧も可能です。



✓ マスメディア

テレビや新聞などのマスメディアで選挙情報をチェックできます。



✓ 街頭演説

駅前などの公共の場で政党や候補者の主義主張を聞くことができます。



✓ 政党等のパンフレット

「マニフェスト」とも呼ばれ、街頭演説の場所などで配布されています。国政選挙では政党などの重要政策が記載されています。



✓ 家族など身近な人と話す

家族は身近な「ベテラン有権者」。まずは選挙や政治について聞いてみてはいかがでしょうか？



横浜市の選挙に関する情報はこちら

 横浜市選挙管理委員会事務局
@yokohama_senkyo
投票の呼びかけや選挙の豆知識を発信しているので、みんなフォローしてね！



インターネット選挙運動のルール

18歳以上の方は、選挙運動期間中であればホームページ、X、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができますが、18歳未満の方はインターネット選挙運動を含め、次のような選挙運動をすることができません。

- 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する
- 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む
- 選挙運動メッセージをSNS等で広める（リポスト、シェアなど）

満18歳未満は×⇒満18歳以上は○



横浜市政探偵団！

いろんなメディアで市政の最新情報をキャッチ！！

●横浜市ウェブサイト



●横浜市の広報



●横浜市区ウェブサイト



●ソーシャルメディアアカウント一覧



SNS

 X
◎市からのお知らせ、イベント情報
@yokohama_koho
(政策経営局広報・プロモーション戦略課)
◎災害発生時の情報など
@yokohama_saigai
(総務局危機管理室)
◎市会からのお知らせなど
@yokohama_shikai
(横浜市会)

LINE

◎市や区からのお知らせなど
横浜市LINE公式アカウント
@cityofyokohama
(政策経営局広報・プロモーション戦略課)

YouTube

◎横浜市公式チャンネル

Instagram

◎横浜市公式インスタグラム/Find Your Yokohama

印刷物

広報よこはま(毎月1日発行)
市役所・区役所のお知らせや、身近な施設のイベント情報など。横浜市内の世帯に配布。そのほか、区役所、図書館、鉄道駅などや市ウェブサイト、アプリ「カタログポケット」でも入手・閲覧できます。



ココハマ議会だより(定例会ごとに年4回発行)
定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧など。横浜市内の世帯に配布。そのほか、区役所、図書館、鉄道駅などや市ウェブサイトでも入手・閲覧できます。



テレビ・ラジオ

◎テレビ神奈川「ハマナビ」
(毎週土曜日 午後6時～)
「横浜をマナビ、横浜をナビゲートする」をコンセプトに、リポーターが様々な場所に赴き、横浜の魅力や取組を紹介。

◎FM ヨコハマ「YOKOHAMA My Choice!」
(毎週日曜日 午前9時30分～)
観光、文化など様々な横浜の魅力を楽曲とともに送ります。

市民情報センター 横浜市の情報公開の総合窓口として、約2万5千点の資料を備え、市政に関する情報を広く提供しています。
資料は自由にご覧いただけます。また、資料の貸出しも行っています。
●市庁舎3階(みなとみらい線「馬車道駅」直結、JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分) 平日8:45～17:00

あと3年 選挙クイズ

YesかNoで考えてみよう。
「あと3年」をよく読めば答えはわかるよ。
(裏表紙に正解を載せています)

Q1 横浜市の有権者Yさん(25歳)は「①横浜市長②他都市の市長③衆議院議員④神奈川県知事」の4つの選挙のどれかに立候補しようと考えましたが、立候補できるのは①、③の2つの選挙だけである。Yes(No)

Q2 投票日に用事がある人も投票できるが、遊びの予定の場合はできない。Yes(No)

Q3 選挙をきれいにを行うための「三ない宣言!」とは、お金や品物を「贈らない、求めない、受け取らない」である。Yes(No)

Q4 2023年の横浜市議会議員選挙での横浜市の投票率は42.83%だったが、10歳代の投票率はそれより高かった。Yes(No)

さらに詳しく知りたい! 学びたい! という人にお役立ちサイト.....

●横浜市「選挙」のページ



何問できるかな?

